

暮らし

震災に関連する固定資産税・都市計画税の特例

税務課

被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)で、次の要件をすべて満たす場合は、申告により住宅用地の特例(※)が適用され、課税標準額が減額になります。

なお、現在、同一敷地内に住宅を建て替え中の場合は、引き続き住宅用地の特例が適用されますので、申告の必要はありません。

※住宅用地の特例

居住用の建物が建つ敷地は、税負担の軽減を目的に、小規模住宅用地および一般住宅用地として課税標準額の特例措置が適用されます。

◆小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)

◆一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地【例】300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡が小規模住宅用地で残りの100㎡が一般住宅用地となります。

Table with 2 columns: Tax Type (Fixed Asset Tax, City Planning Tax) and Rate (Small Scale Residential Land, General Residential Land). Rates range from 1/6 to 2/3.

適用 平成24~33年度までの各年度要件 ①東日本大震災により滅失または損壊した住宅の敷地に使用されていたこと ②平成23年度に住宅用地の特例を受けていたこと ③現在、家屋または構築物の敷地として使用されていないこと(さら地) ④駐車場、資材置場など、住宅用地以外の用途で使用されていない未利用の土地であること

⑤次のいずれかの人が所有していること (1)平成23年1月1日時点での当該被災住宅用地の所有者 (2)平成23年1月2日から同年3月10日までの間に被災住宅用地を取得した人 (3)(1)または(2)の相続人、3親等以内の親族、合弁法人など 申告に必要な物 ①印鑑 ②被災証明書または被災証明書の写し ③建物を解体したことが分かる書類(契約書、領収書などの写し) ④納税義務者が被災住宅用地の平成23年3月11日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証する書類(戸籍などの写し) ⑤被災住宅用地が平成23年3月11日以降に分筆または合筆されているときは、平成24年度または平成25年度の賦課期日の使用状況が分かる書類 申告期限 毎年1月末日まで(末日が土・日曜日の場合は翌月曜日まで) ※一度申告すれば最長で平成33年度まで特例が適用されますので、毎年度の申告の必要はありません。

※適用期間中に要件を満たさなくなった場合は、特例の適用が解除されます。

被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者などが、当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替住宅用地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地に相当する分を住宅用地とみなし、取得後3年度分について住宅用地の特例が適用されます。

被災代替家屋の特例

滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該被災代替家屋の税額のうち当該被災家屋の床面積相当分については、最初の4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額します。

被災代替償却資産の特例

滅失・損壊した償却資産の所有者などが、当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までに被災地域で取得または改良した場合、課税標準額を4年度分、2分の1とします。 受付窓口 税務課(市役所本庁舎3階) または各総合支所市民福祉課 問 税務課土地・家屋担当 ☎23-2148

固定資産税(償却資産)の申告を忘れずに

税務課

平成27年1月1日現在、市内に償却資産(事業に使用している機械・器具・備品など)を所有している法人や個人は、2月2日までに申告をお願いします。

なお、前年度申告者には、平成26年12月上旬に申告書を発送しています。

また、インターネットを利用した電子申告も可能です。詳しい内容については、地方税ポータルシステムのウェブサイト(<http://www.eltax.jp/>)を確認してください。

Table with 2 columns: Industry (Small Retail, Agriculture, Real Estate/Leasing) and Main Objects (Goods display cases, Agricultural machinery, etc.).

※自動車税や軽自動車税の課税対象資産は除きます。

※固定価格買取制度により、太陽光発電設備を設置した場合は、課税標準の特例が適用されることがありますので、お問い合わせください。

申告期限 2月2日(月)まで 申告場所 税務課(市役所本庁舎3階) または各総合支所市民福祉課 問 税務課家屋担当 ☎23-2148

長者原スマートIC 24時間運用開始

都市計画課

東北自動車道の長者原スマートインターチェンジは、平成18年10月1日から本格導入されたインターチェンジで、これまで16時間(6時~20時)運用されてきましたが、平成26年12月20日の6時から24時間運用となりました。

なお、長者原スマートインターチェンジはETC専用で、ETC車載器を搭載していない車両は通行できません。利用対象車は車長12m以下でETC車載器搭載の全車(125ccを超える自動二輪車も可)となります。

問 長者原スマートインターチェンジ地区協議会事務局 ☎23-8069

チャレンジ・ステップアップ事業交付金の申請期限

まちづくり推進課

チャレンジ事業交付金は、上限100万円で、地域課題の解決や地域づくり事業に活用できる交付金です。

ステップアップ事業交付金は、上限20万円で、地域課題の解決に活用できる交付金です。いずれの交付金も、まちづくり協議会や地域づくり委員会が実施する事業を対象としています。

現在、平成27年度当初(おおむね4月~6月)に実施する事業を対象として、第3回目の申請を受け付けていますので、活用してください。なお、交付金の交付決定は、平成27年4月中旬を予定しています。

申請期限 1月30日(金)まで 本審査日 3月7日(土)

問 まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎23-5069

住基カード利用などの一時停止

市民課

コンビニ交付サービスシステムの改修のため、コンビニ交付サービス利用と住基カード交付申請の受け付けを一時停止します。

一時停止期間 1月19日(月)~22日(木) ※一時停止期間中でも、自動交付機(高倉・東大崎・清滝・川渡地区公民館)、市民課、各総合支所市民福祉課の窓口で住基カードは利用できます。

※一時停止期間中は、暗証番号の再設定ができません。

問 市民課住民記録係 ☎23-6079

光インターネット対象エリア拡大

市政情報課

地域情報通信基盤整備推進事業などにより、市内全域で光インターネットを利用できます。申し込み方法や料金など詳しくはNTT東日本FLET'S光公式ホームページ(<http://flets.com/>)を閲覧してください。

問 NTT東日本FLET'S光サポート ☎0120-116116

宝くじ助成事業で明るい地域づくり

まちづくり推進課

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業は、宝くじの受託事業を収入源として、地域のコミュニティ活動に必要な事業に対し助成金を交付し、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報のため実施されます。以下の3団体が助成を受け、備品整備を完了しました。



Table with 2 columns: Beneficiary Group (Ancient Long River Area Community Association, Sanbon Nanyo Area, etc.) and Equipment Content (Sound equipment, etc.).

問 まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎23-5069

住民基本台帳閲覧状況の公表

市民課

住民基本台帳法に基づき、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの1年間の閲覧申出者と閲覧状況を公表します。

Table with 3 columns: Category (National/Local Public Groups, Individuals), Number of Applications, and Number of Viewers.

問 宮城労働局賃金室 ☎022-299-8841

公表開始日 1月5日(月)~ 公表場所 市政情報センター(市役所東庁舎1階)、市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)

問 市民課住民記録係 ☎23-6079

1月10日は「110番」の日

防災安全課

110番は、事件や事故などが発生した場合に警察官に早く現場に来てもらうための「緊急用電話」です。

110番へのいざら電話は、絶対にしないでください。本当に困っている人の電話が繋がりません。

なお、警察への相談は、県警察相談センター「#9110」を利用してください。

問 古川警察署 ☎22-2311

宮城県最低賃金の改正

宮城労働局

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイトなどを含む)に適用される最低賃金が改正されました。詳しくはお問い合わせください。

Table with 3 columns: Region (Regional Minimum Wage, Iron/Steel Industry, etc.), Hourly Rate, and Effective Date.

問 宮城労働局賃金室 ☎022-299-8841

国民健康保険 Q & A 問 保険給付課国民健康保険担当 ☎23-6051

◆Q 現在、妊娠中ですが、出産費用が払えるか心配です。 ◆A 大崎市国民健康保険の加入者が出産した時は「出産育児一時金」を支給します。出産育児一時金を出産費用として、市役所から病院へ直接支給する「直接支払制度」があります。この制度を利用すると、病院への支払いは、出産育児一時金を超えた分だけになります。直接支払制度の申請は、病院で受け付けていますので、病院の窓口で相談してください。出産育児一時金の金額は、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は42万円です。それ以外の病院で出産した場合は40万4千円(平成26年12月31日以前の出産は39万円)です。 ※出産する人が1年以上加入していた社会保険(本人)をやめて国民健康保険に加入してから、6カ月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から出産育児一時金が支給されます。その場合は、国民健康保険から支給できませんので、以前加入していた社会保険に確認してから、病院へ申請してください。